

令和2年度沖縄県介護助手採用促進モデル事業実施要項

1. 目的

介護の現場において、介護福祉士等が専門的な業務に専念できる環境を築き、介護職員の負担軽減を図ることを目的に、介護施設等で身体的介助を行わない周辺の業務に従事する者（以下「介護助手」という。）の採用促進を図ります。

2. モデル事業所について

(1) 対象サービス

- ・訪問系サービス及び介護職が従事しない住環境の改善に資するサービス除いた、介護保険サービス事業所を対象とします。

(2) モデル事業所数

- ・別紙1の選定基準に基づき15事業所を選定します。

(3) 支援内容

- ・求職者への事業周知（モデル事業所の紹介）
- ・介護助手への介護講習の実施
- ・介護助手採用に係る人件費の補助（最大三ヶ月。詳細は下記5参照）

3. 介護助手について

(1) 介護助手の対象者

- ・介護職未経験者、または経験者であっても介護関連の資格を有していない者で、身体的介助を行わない周辺の業務に従事する方に限定します。
※介護職未経験者でも身体的介助に従事している方は対象外となります。
- ・周辺の業務を障害者就労支援施設やシルバー人材センターへ委託する場合も対象とします。

(2) 介護助手の業務

- ・各モデル事業所ごとに介護職員が普段行っている業務を振り返り、選定した身体的介助を行わない周辺の業務とします。
※具体的な業務は別紙2参照
※介護職が従事しない業務は対象外です（例：事務、調理等）。
※県ホームページに先進県の取組例を掲示してますのでご参照ください。

4. それぞれの役割

○介護労働安定センター（沖縄県からの事業受託者）

- ・モデル事業所の募集、選定を行います。
- ・各モデル事業所の所在地域で住民への事業の周知を行います。
※新聞紙へのチラシ折込み、市町村や関係機関への事業周知 等
- ・介護助手を採用したモデル事業所に対して、介護講習を実施します。

○沖縄県

- ・モデル事業所に対して、人件費の補助（最大三ヶ月分）を行います。
※モデル事業所決定後、対象事業所に沖縄県から文書を発送します。
- ・各モデル事業所の取組を県ホームページ等で広報します。

○モデル事業所

- ・介護助手を導入する目的を明確にし、職場内の受入体制を整えます。
- ・普段の業務を振り返り、介護助手に行ってもらった業務を抽出します。
- ・ハローワークに求人票を提出し、問い合わせがあった場合に、求職者の面談、採用決定を行います。
- ・介護労働安定センターと協力して、介護助手に介護講習を受講させます。
- ・介護助手の就労を支援します。
- ・採用決定後、沖縄県へ人件費補助に係る補助金交付申請書を提出します。
- ・補助期間終了後、県様式に沿って、導入効果等を取りまとめます。
- ・補助期間終了後、沖縄県へ人件費補助に係る補助金実績報告書を提出します。

5. 人件費の補助について

（1）補助対象人数

- ・一事業所あたり最大2人までとします。
- ・既に雇用している方も対象としますが、その場合でも、令和2年4月1日以降に雇用した方に限定します。

（2）補助額

- ・補助額の基準単価は時給930円を上限とします。
- ・基本給のみを補助し、手当類は対象外となります。
- ・補助事業終了後の時給を縛るものではないですが、労使間でのトラブルがないよう十分な説明をお願いします。

（3）補助の対象期間

- ・原則、令和2年4月1日から令和2年12月末日までに支払われた賃金（期間内の

最大3ヶ月分)を対象とします。

- ・ただし、採用時期が遅くなった場合は、令和3年2月末までを対象とします。

(4) 手続きについては、県から各モデル事業所に改めてお知らせしますが、流れは下記のとおりです。

①補助金交付申請書の提出

- ・介護助手採用後、次の書類を沖縄県高齢者福祉介護課に提出してください。

- ①様式1号(補助金交付申請書)
- ②別紙1(所要額調書)
- ③別紙2(周辺業務整理区分表)
- ④採用の通知の写し又は労働条件通知書の写し

※郵送前に、高齢者福祉介護課担当までFAX又はメールで事前に確認をお願いします。

②補助金実績報告書の提出

- ・事業終了後(採用から3ヶ月経過後、又は令和3年1月31日(月))を目途に、次の書類を沖縄県高齢者福祉介護課に提出してください。

- ①様式3号(補助金実績報告書)
- ②別紙2(周辺業務整理区分表)
- ③別紙3(実績額調書)
- ④別紙4(介護助手採用職員の勤務及び賃金支払証明書)
- ⑤別紙5-1(事業報告書)
- ⑥別紙5-2(介護助手導入の評価)

※郵送前に、高齢者福祉介護課担当までFAX又はメールで事前に確認をお願いします。

6. その他

- ・介護助手の雇用にあたっては、労働関係法令の遵守をお願いします。
- ・事業終了後の継続雇用は必須ではありませんが、事業効果や費用対効果(職員の超勤減と介護助手採用による負担額の比較等)を勘案の上で、継続雇用を検討されるようお願いします。
- ・補助金の手続きで不明な点がある場合は、県高齢者福祉介護課担当までお問い合わせください。介護に係る技術的助言・質問については委託先(介護労働安定センター)にお問い合わせください。

令和 2 年度沖縄県介護助手採用促進モデル事業における モデル事業所（補助事業者）の選定基準について

介護助手採用促進モデル事業実施要項第 2 に基づくモデル事業所（補助事業者）の選定は、下記に定めるとおりとする。

記

1. 委託事業者において公募し、県と協議のうえで決定する。
2. 人件費補助に係る沖縄県予算の範囲内で決定するものとし、別紙の介護サービス分野から、概ね 15 事業所を選定する。
なお、15 事業所の補助額の合計が予算額に達しない場合は、予算の範囲内でモデル事業所を追加することとする。
3. 予算の範囲を超えて申込みがあった場合、次の優先順位でモデル事業所を決定する。

優先順位 1 : H30 年度、R1 年度モデル事業所で採用がなかった法人

優先順位 2 : これまでモデル事業所に選定されていない新たな法人

優先順位 3 : 新たな法人のうち、令和 2 年 8 月 1 日以降に新たに介護助手を採用する法人。

優先順位 4 : 新たな法人のうち、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を除いた、新たな分野（通所系や短期入所系等）の事業所で採用を予定している

優先順位 5 : 新たな法人のうち、令和 2 年 4 月 1 日以降に新たに介護助手を採用した法人。

優先順位 6 : H30、R1 年度参加された法人で新たな分野の事業所で採用を予定している

モデル事業所選定に係る対象サービス

	サービス名称	サービス区分
介護 給付	居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護
	居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援
	施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養施設サービス
	地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
予防 給付	介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護
	介護予防支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援
	地域密着型 介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
	介護予防・日常生活 支援総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント

※資格が必要な訪問系サービスと介護職が従事しないサービス（福祉用具貸与、生活支援サービス(介護予防・日常生活支援総合事業)）は対象外とする。